

日本知的財産協会
デジタルコンテンツ委員会
委員長 今子さゆり
2009/12/10

「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」に対する意見

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

プロバイダ責任制限法については、プロバイダ側に権利侵害か否かの判断リスクを負わせている点で、ノーティス・アンド・テイクダウン手続ならびにセーフハーバーを定める米国著作権法のDMCA (Digital Millennium Copyright Act) と比して、侵害コンテンツの削除の迅速化、容易化が図れないおそれがあるとの意見がある。

しかしながら、権利者とプロバイダは、協議のうえ自主的な取り組みとして「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」を定めており、プロバイダは、これに基づき侵害コンテンツの迅速な削除に努めている。すなわち、現状では、運用により上記リスクをうまく補完して一定の成果を上げているところである。

したがって、侵害コンテンツの削除の迅速化、容易化に関しては、引き続き民間の協議により上記著作権関係ガイドラインを適宜改定する等、現在の枠組みの中で自主的取組を継続・発展させていくことが効果的であると思われる。また、新たな方策の検討に際しては、まずはプロバイダ責任制限法下の現在の運用の実効性を適切に評価し、慎重に検討すべきであり、拙速に法改正を行うなどの結論を導くべきではないと考える。

なお、プロバイダに対する侵害防止措置の導入義務付けについては反対である。たとえば、侵害コンテンツを探知して事前に投稿を抑止したり、投稿直後に削除したりするような一定の技術的手段の導入を、法律でプロバイダの義務とするべきではない。このような義務付けは、プロバイダにとって過大な負担となるだけでなく、システム負荷等により適法コンテンツの流通にも支障を与えるおそれがあり、産業政策上問題である。また、技術的手段を導入しても当該技術的手段を回避するための手法が生み出されることが常であり、技術的手段の導入では問題の解決に至らないのではないかと危惧する。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報開示に関しては、プロバイダ責任制限法において、権利侵害が明らかである場合には、発信者情報を開示できるとされており、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」に基づいた運用が行われているところである。

個別の通信の発信者情報は通信の秘密の根幹をなすものであり、一度誤って開示されてしまえば、原状回復が不可能であるから、その取扱いには慎重さが求められる。そのような観点から、現行法の枠組みについては特に問題ないものと考えられる。

(3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

現行制度の実効性の検証を十分に行ったうえで、新たな方策の導入の必要性や方策案の是非について慎重に検討いただきたいと考える。

(4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

現行著作権法にて定める損害額の推定規定について、特に問題はないと考える。なお、法定損害賠償制度については、導入の必要はないと考える。個別具体的な事案の背景に大きな影響を受ける損害賠償額は、法律で一律に定められるものではないからである。

(5) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについては、現行法下でも違法とされる場合があり、新たな方策導入の必要性はないものとする。

以 上